

東大病院サポーターズクラブ会員規約

令和元年7月 1日制定

令和3年2月16日改正

(設立の趣旨)

第1条 東大病院サポーターズクラブ（以下「本会」という。）は、入会者（以下「会員」という。）に対して、東京大学医学部附属病院（以下「本院」という。）受診時を中心としたサービスの向上を図ることを目的とする。

(会員)

第2条 本会に入会できる者は、本院に対して継続的な支援をする者のうち、本院に入会申込書を提出し、本院が入会を認めた者とする。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員 前項に定める会員のうち、次条に定める寄附金額を納める個人をいう。
- (2) 法人会員 前項に定める会員のうち、次条に定める寄附金額を納める法人をいう。

(寄附金額)

第3条 累計で、次の寄附金額を本会入会のための基準額とする。

- (1) 個人会員 300万円
- (2) 法人会員 500万円

(サービス等)

第4条 会員には、次のサービス等を提供する。

- (1) 会員証の発行
- (2) 感謝状の贈呈
- (3) 本院広報誌の送付（3回分）
- (4) 人間ドック利用券の交付〔個人会員1回分（500万円以上で5回分）／法人会員2回分（1,000万円以上で10回分）〕
- (5) 特別室の利用（法人会員の場合は法人が予め指名する者2名）
- (6) 会員専用電話番号の利用
- (7) 専用駐車場の手配
- (8) 銘板の作成及び掲出

(有効期間)

第5条 会員の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 開始日 入会決定日

(2) 終了日 入会決定日の翌月1日から起算して10年に達した日

(会員情報の登録及び変更)

第6条 本会は、会員が入会申込書に記載した住所、電話番号等の情報を会員情報として登録し、次の目的で使用する。

- (1) 郵便等により、本院から通知届けるため
- (2) その他、サービス提供を適切かつ円滑に履行するため

2 会員は、会員情報に変更があった場合、速やかに本院に届け出ることとする。

(禁止行為)

第7条 会員証または会員としての地位を第三者に貸与または譲渡することを禁止する。

(会員資格の喪失)

第8条 前条に定める禁止行為を行った会員その他本院が会員としてふさわしくないと判断した会員は、その会員資格を喪失するものとする。

- 2 会員は、本院に届け出ることにより、随時、本会を退会することができるが、退会と同時にその諸権利を失うものとする。
- 3 前2項により会員資格を喪失した場合でも、寄附金の返還はできない。

(規約及びサービス内容の変更)

第9条 本院は、本規約及びサービス内容を予告なく変更することがある。

(本会の終了)

第10条 本院は、6箇月前までに会員に対して告知することにより、本会のサービスの全部または一部を終了できるものとする。

附 則

この会員規約は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この会員規約は、令和3年2月16日から施行する。